

令和5年度 第1回山口市入札監視委員会 定例会議議事概要書

開催日	令和5年5月30日（火）	
開催場所	山口市役所本庁舎3階第11会議室	
出席委員	委員長 前田哲男 委員長代理 松村和明 委員 中野勉、中川孝	
審議対象期間	令和4年12月1日～令和5年3月31日	
抽出案件		案件名
一般競争入札	3	山口市新本庁舎棟新築機械設備工事
条件付一般競争入札	62	山口起単第4-24工区污水管施設工事
指名競争入札	0	
随意契約	8	油川河川改修工事に伴う附帯工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>委員会の概要については以下のとおり。</p> <p>1 入札・契約の運用状況等の報告について 〈事務局〉 令和4年12月から令和5年3月の工事発注件数について、総括表を資料1で、またその一覧を資料2でお示ししています。 また、このたびの審議案件抽出期間における指名停止の案件は資料3でお示ししています。</p> <p>〈委員長〉 何か質問はございますか。</p> <p>〈委員〉 なし</p> <p>2 抽出事案の審議について 【一般競争入札：山口市新本庁舎棟新築機械設備工事】</p> <p>〈委員〉選定に当たっては、ハードの金額のみを比較したのですか、または今後のメンテナンスの費用も考慮したのですか。製品のメーカーについては、最初からどこの製品を使うというように指定があって発注するのですか、または業者の方で自由に選べるものなのですか。</p> <p>〈事務局〉メンテナンスや保守の費用については、予定価格には含まれていません。</p>	

あくまで建設やものを買うために必要な工事価格で競うものです。

製品の指定については、基本的には仕様書にある機械類の能力が満たされていればいいとされております。例として何社製というのを挙げますが、これと同等以上のものであれば良く、特段にメーカーを指定するものではありません。特別な製品でこの会社でしか作っていないというものがあれば製品指定になりますが、ほとんどの場合は、特定の仕様以上の能力を有するものであれば何社製でも構いません。

〈委員〉今回の入札では、落札者は他の入札者より2億円以上入札額が低い、どこかにしわ寄せがいくのではないかと感じる。その辺りを説明してください。

〈事務局〉今のところこの価格でどこかにしわ寄せがいつているという判断はしていません。総合評価の市内業者の活用の項目では、落札者は、15点満点の項目で15点の満点を取っており、1番高い40%以上の活用となっています。また、提案どおりに工事が完了されなかった場合、受注者は違約金を払う契約を結んでおります。このため、この工事で市内業者の活用に繋がらないということは無いと考えています。価格差が出ることについては、企業努力で企業の儲けの部分をいかに少なくして受注するということもあると思いますが、機械工事や電気工事などでは、メーカーが作ったものを調達して設置するのが主な内容です。これまでのメーカーとの取引や付き合いによって、製品によってはかなり安く調達することができます。オープン価格と書いてあるものについて、量販店で買うのとまちの電気屋で買うのとでは大きな差があり、物は変わらないということがよくあります。たまたまこちらが求めた仕様の製品をメーカーから安く調達できる場合は価格が大きく下がります。また、どうしてもこの工事を受注したいという企業の判断であれば大きく下がる場合があります。今回の入札は、90.06%の落札率ですが、他市の事例で、入札額の底上げ策などをしない場合は85%など、より低い価格で落ちているところもあります。今回の入札では、他の入札者と落札者で入札額に2億円以上の差はありますが、しわ寄せや手抜き工事が起こるような心配はしておりません。

〈委員〉本体工事と設備工事を一括で発注する場合と、分けて発注する場合では、どのような違いやメリットがあるのですか。

〈事務局〉民間が発注する工事は、全部含めて一体で発注する工事が多いのですが、自治体が発注する工事は、建物、電気、管工事の3つに分けるパターンがあります。民間の場合は一つの業者と取引をして、全ての責任についてそことやり取りする場合があります。行政の場合、より多くの業者、特に地元の業者が関わる機会を設けたいというのがあり、分割発注をしているのが大きな理由です。

〈委員〉例えば共通仮設工事などの場合、設備と一緒にあれば結構節約できるのではないのですか。

〈事務局〉工事のタイミングが少しずつずれており、順番としては、建物が建った段階から、電気、管工事に入ります。その時に最初の建物に使った仮設の材料は引き上げている状況です。多くの場合はリース品であることが多いのですが、その場

合は、借り続けると工事の間が空いた場合も費用がかかるので、それよりは分けた方がメリットもあります。

〈委員〉3つに分けて、地元の業者が元請けになるのであれば、なるほどとなるが、分けても全部よその業者が受注すると、あまり意味がないのではないですか。

〈事務局〉今回、この規模の工事で、入札条件の総合評定値1,500点以上、3階建以上で12,000㎡以上の建物を建てたことがある業者が市内にはありません。どうしても大手ゼネコンや大手工事の業者に頼らざるを得なくなります。3つに分けて、それぞれ大手業者と2者の市内業者がつけば、構成員だけでも6社が関わることができます。1社と契約を結んだ場合は、ある程度の条件を付けることができるとしても、なるべく価格の安い市外業者や海外業者を使うケースもあります。確実に市内業者が関わることができるケースを考えると、3つに分けるケースは一般的な行政の発注例としてはよくあります。

〈委員〉資料では、入札に参加可能な業者のリストがあるが、これには一般的な建設業者の名前は無いが、それはどうしてですか。

〈事務局〉資料は、管工事の業者のリストですが、建築一式工事のリストであれば、俗にいうスーパーゼネコンやゼネコンが上位にあがってきます。

〈委員〉他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事に係る競争入札参加資格は適正に設定されているということでもよろしいでしょうか。

〈委員〉

なし

【条件付一般競争入札：山口起単第4－24工区污水管施設工事】

〈事務局〉(工事概要等の説明後、同額での入札額が複数あった場合の電子くじによる抽選方法について説明)

〈委員〉(抽選方法について)複雑ですが、簡単にはできないのですか。

〈事務局〉この(電子くじによる)決め方だと業者が恣意的な努力をしても当たるかどうかは分からない複雑な仕組みになっているので、このような決め方となっています。

〈委員〉入札は全部電子入札で、くじで決めるのも一堂に集まるのではなく電子入札で決めるためこのようなシステムになっているのですか。

〈事務局〉そうです。会場入札ではなく、電子で自動的に決定されます。

〈委員〉このレベルの工事は、同額になるようなことが多いのですか。

〈事務局〉土木工事については、県の歩掛表を使っており、市販の物価資料は公表されています。また、市の入札結果については、全て積算書を公開しています。このため業者が分からない単価があつて間違えたとしてもそこが次には分かるような仕組みとなっていますので、業者が努力していれば、ほぼ100点が出せるというような状況があります。令和3年度の実績では、最低制限価格を導入したものが98件あり、そのうち82件、およそ83%が同額の入札でした。今のところ、このレベルがますます上がっていくと思われれます。

〈委員〉価格競争の中で価格が決まるのが理想ですが、競争が成り立たないケースの中で価格が決まってしまうケースが土木工事の場合は数多くあるわけですね。建築工事の場合はなかなか価格が決まらないが、土木工事の場合は価格が決まってしまうケースが多々あるわけで、企業の努力を促すためには何か別の形での競争を少し考えた方がよいのではないかなという気がします。その競争は、おそらく工事の質に関わる場所での競争になろうかと思ひます。今回2等級と3等級の業者が対象となっておりますが、参加した7者のうち2等級と3等級の割合はどのようになっていますか。

〈事務局〉およそ半々です。

〈委員〉市が作成した資料で入札金額の最大と最小を見ると、同額となっている工事がどれかというのが分かります。何か別の方法による競争をさせたいというのがあります。

〈委員長〉

他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事に係る競争入札参加資格は適正に設定されているということによろしいでしょうか。

〈委員〉

なし

【随意契約：油川河川改修工事に伴う附帯工事】

〈委員〉この河川改修工事の範囲が今後も延びていくのであれば、次の工事も同じ業者が行うのですか。

〈事務局〉今回の工事については、スケールメリットがあり（本体工事と同じ業者が行うことにより）契約金額も安くも抑えられますが、緊急的な工事なので、次の工事も同じ業者が随意契約で取るということではありません。

〈委員〉今回の附帯工事を本体工事と分けた理由はどこにあるのでしょうか。

	<p>〈事務局〉元々附帯工事の予定はなかったのですが、周辺住民の方から浸水被害の相談を受け、少ない工期で梅雨時期の浸水被害を軽減するために実施しました。</p> <p>〈委員〉最初から本体工事の中に組み込んで発注するということもあり得たのでしょうか。</p> <p>〈事務局〉昨年度当初の時点でこの附帯工事を発注する計画はありませんでしたが、周辺住民からの声を受けて実施したものです。</p> <p>〈委員長〉 他にないようであれば、この工事については適正な随意契約理由により行われているということによろしいでしょうか。</p> <p>〈委員〉 異議なし</p>
<p>委員会による 意見具申</p>	<p>なし</p>